

令和7年12月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和7年12月19日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 10時10分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室1

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	出
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

6番 田代 英毅 委員 7番 豊増 義治 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画について	9件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	6件
報告第3号	農地法第18条の規定による届出について	2件
報告第4号	非農地について	

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 舟越 健策 王丸 貴将

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和7年12月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はありません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号6番〇〇〇〇委員と議席番号7番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、5件、8筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について5件、8筆の申請がございました。

それでは1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から耕作者である譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

ちょっと休憩します。

(休憩)

それでは再開します。

質問等他にございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号3の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号3の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、営農計画書も添付をされていることから、農地

法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号4の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号4の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から新規就農を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号4の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号4の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可する

ことに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号5の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号5の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号5の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

7番委員

ここにいろいろは無いですけど、〇〇さんは後の審議でもありますが、結局この人はやめて〇〇さんと〇〇さんちゅうか、要するに売ってしまったちゅうことですかね。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

今回この後出てきます5条の分も含めて手放されるということです。

7番委員

そういうところは今まで生産されてた畑とかでしょうか。

議長

はい、事務局どうぞ。

事務局

そうですね、生産はされてました。

田として一部活用されてたところで、今回のこの3条のところは畑なので、新しい所有者の方はレモンとかそういう果樹とかを植えられるということで伺ってますけども、5条のところはそれまで田として使っていました。

議長

よろしいですか。

7番委員

あと、けっこう広かけんが、全部そこら辺になってしまうやろうかと思って。

事務局

それは5条のほうにかかってくるんであれなんですけど、今回の3条だったり5条の周辺まで影響が出るんじゃないかということですか。

現地は当然3条のところと5条の場所を見てますけど、周辺には影響がないかなと思えますけれども。（「いろいろ言うことはないですけど」と呼ぶ者あり）

議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

他にございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号5の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について2件、5筆でございます。

議案第2号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、所有権移転に係るものについて2件、5筆の申請がございました。

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請地が基山町に囲まれた土地であり、申請者は、隣接する基山町の土地に建設された倉庫の利用者のための駐車場が必要であることから転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、北側道路側溝に放流する計画となっております。

また、資金計画につきましては、通帳の写しが添付をされております。

2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設または河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の割合が40パーセントを超えているものであり、第3種農地と判断しております。

許可の基準といたしまして、第3種農地は原則許可できることから、農地転用は許可しないと判断をしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

4番委員

2番〇〇です。

担当委員として一言申し上げます。

12月10日に、会長と私と、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で、現地を確認しました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。

申請者は、隣接する基山町の土地に建設された倉庫の利用者のための駐車場が必要であるため、転用申請されたものです。

現地確認の際に排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について、特に問題等はないと思われまます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

ただいま〇〇委員から御意見頂きましたが、ほかにございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、番号2の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いします。

この案件につきましては、申請者は建設業を営んでおり、現状の資材置場が手狭になったこと、また鳥栖市近郊で事業を拡大する際、砕石場・土捨て場に近い年に資材置場を置く必要があることから自身が経営する建設会社に貸し出す資材置場として転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は、西側水路に放流する計画となっております。

5ページに位置図、6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほど、よろしく願いいたします。

農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしまして、第2種農地は第3種農地に立地困難な場合許可できることから、農地転用は許可し得ると判断しております。

以上、議案第2号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

4番委員

1番委員の〇〇です。

担当委員として一言皆様に申し上げます。12月10日に、会長と私、〇〇委員、事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。

申請者は、建設業を営んでおり、現状の資材置場が手狭になったこと、また鳥栖市近郊で事業を拡大する際、採石場・土捨て場に近い土地に資材置場を置く必要があることから自身が経営する建設会社に貸し出す資材置場として転用申請されたものです。

現地確認の際に排水について説明も受けましたが、今回の農地転用申請について、特に問

題は無いと思います。

以上、担当委員からの意見です。

議長

ただ今、〇〇委員から、御意見をいただきましたが、他にございませんか。

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

7番〇〇です。

この書類の譲受人のところ、この人建設業だけれども田んぼを持ってあるから個人がしよることになるととですかね。ここに〇〇建設とか書くべきではないでしょうか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

今回は個人で取得されて、ご自身が経営されてある会社のほうに資材置場として賃貸借契約をして貸すという形で伺っております。

7番委員

建設会社の名前であるけどですよ、結局資材置場というならそれ専用やけんが、それでもやっぱり個人がしよることになるとですか。

事務局

そうですね、個人の名前が書いてあるんで、それを貸し出すことになるんで譲受人としては個人の名前しか上がってこないということです。

7番委員

株もつとらん会社の社長さんが個人でちゅうてもそげんなりますか？

事務局

あくまでも5条申請ですので、3条であれば当然〇〇委員がおっしゃるとおり耕作されるかどうかというところが、既存の農家というところが関係するかもしれませんが、今回はあくまでも資材置場として使われる土地として取得されて、その分については今回はやり方として、ご自身が営まれている会社のために個人で取得されてそちらの会社に貸すというやり方で、そちらについては事業の確実性として、差し支えないというふうになってますんで、その分については問題ないかなと思っております。

議長

ただ今、〇〇委員から、御意見をいただきましたが、他にございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 2 号、番号 2 の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画について、9 件、23 筆でございます。

議案第 3 号、番号 1 から番号 9 につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは 3 ページから 6 ページをお願いいたします。

議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画につきましては、9 件、23 筆の申し出がございました。

農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構が定めることとなっておりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市農業委員会より意見の聴取を行うものとする事から、今計画について御意見を伺うものでございます。

内訳につきましては、6 ページの農用地利用集積等促進計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

6 ページをお願いします。

1 の利用権設定の中の (1) 地目別設定面積につきまして、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が 3 万 4,263 平方メートルとなっております。

次に、(2) の作物別設定面積について作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が 19 件、2 万 7,996 平方メートル、使用貸借権が 4 件、6,267 平方メートルとなっており、総合計が 23 件、3 万 4,263 平方メートルとなっております。

次に、3 の申請者の状況につきましては、貸人が 9 名、借人が 7 名、申請枚数は 9 枚となっております。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第 3 号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

なお、本件は、鳥栖市農業委員会会議規則第 17 条による簡易採決を行います。

議案第 3 号、番号 1 から番号 9 の計画について、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、御異議なしと認め、そのように決めます。

次に、報告第 1 号から報告第 4 号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは 7 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、1 件、1 筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、8 ページから 10 ページをお願いいたします。

報告第 2 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、6 件、7 筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、11 ページをお願いいたします。

報告第 3 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知につきまして、2 件、2 筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し 6 か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

次に、12 ページをお願いいたします。

報告第 4 号、非農地についてでございます。

別冊資料 2 の非農地位置図をご覧ください。

議案書の備考欄に記載している地図のページ番号が、別冊資料 2 のページとなっております。

本年度は、総合計 7 筆、5,533 平方メートルの土地につきまして、非農地と判断しております。

今後は、登記地目が「田」のものに関しまして、非農地の通知を所有者に送付いたしまして、それをもとに、所有者が法務局で、地目の変更をしていただく手続きになります。

以上、報告第1号から報告第4号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

そのほか、委員の皆さんから何かございませんか。

よろしいですかね。

事務局のほうから何かございますか。

はい、事務局をお願いします。

事務局

それでは、本日、お配りしております、資料3の1と2の準備をお願いします。

内容は、今年の8月に各地区の農業委員、推進委員さんと一緒に見ていただいた農地パトロールの時の遊休農地となります。

資料3の1が遊休農地のリストになっておりますので、資料3の1の1ページをご覧ください。

遊休農地の、所在地・登記地目の順に、町ごとに記載しておりますのでご確認ください。また、右側の別紙地図につきましては、資料3の2のページ数に該当しますので、のちほどご確認のほどよろしくをお願いします。

このリストを見られて、漏れがあるとか、日頃のパトロールで解消されているものがあれば、事務局のほうまでお知らせをお願いします。

現在、遊休農地に対する意向調査につきまして、回答があったものを記載しておりますが、未回答のものにつきまして、場合によっては委員さんのご協力をいただく場合もございますので、よろしくお願いをいたします。

なお、欄が空白で回答がない方について、もし御存じの方がいらっしゃれば、委員さんからも意向についての確認をお願いしたいと考えております。

また、表の下には、意向の回答の事例を挙げております。2番の、貸したいとなっているものにつきましては、委員の皆さまから、地元の農家さんを繋げていただく活動となりますので、よろしくお願いをいたします。

資料の中で、不明な点があれば、のちほど事務局のほうまでお尋ねをお願いします。

以上が、遊休農地リストについての報告となります。

事務局からの報告は、以上となります。

議長

〇〇委員どうぞ。

7番委員

このリストに載っとる人に手入れをしてもらうように話をしとるとですね。
手入れするちゅうとったけど、夏は難しいとかいろいろあって、しちなか。
これにはどんなふうに言うたらよかとですかね。

事務局

まずは委員さんのほうから今みたいな形で働きかけしていただくというのがメインで、夏場していただいてないということで、今後もそこについて働きかけていただくというところかなと。

7番委員

事務局かどこかから手紙が来て草切りようですね、人に頼んで。周りもそげんそんなところが多かたで、どげんしたらよかとですかね。
自分で言うたらちょっとそこまでないようだし。

事務局

先ほど事務局長がご説明したとおり、こちらの方については意向確認書類とかはお送りしているのですが、それが届いたということをおっしゃっているだろうなと思います。そういった対応は当然させていただいております。ただその意向確認とは別に日々のパトロールとか地元の農業者とのやり取りの中で、できれば遊休農地ができれば効率的に利用できるように働きかけを引き続きお願いしたいと考えております。

7番委員

一応事務局からも行っとるとですか。

事務局

おっしゃるとおり書面で出しております。

7番委員

そのほうが言いやすいしあれやけんね。はい、わかりました。

議長

他にございませんか。

11番委員

解消された分もこれ全部調査として見とるということですね。

議長

はい、事務局どうぞ。

事務局

もしそういうふうな部分がありましたら、帰りでけっこうですので、事務局に共有いただければと思います。

議長

他にございませんかね。

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和8年1月20日火曜日、午前9時30分より3階第3委員会室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____